

医療機関用 かかりつけ医機能報告 紙報告簡易マニュアル（1.0版）

1 令和7年度定期報告期間

令和8年1月7日(水)～同年3月31日(火)

(同年1月1日時点の状況を報告します。)

2 提出書類

かかりつけ医機能報告制度 調査票

3 書類の注意事項

【基本情報】

- ・ 基本情報の記入欄が灰色に塗りつぶされた項目は、医療機能情報提供制度における報告項目と同じ内容を記入してください。
- ・ 確認の際に疑義が生じた場合は保健所又は県医務課から連絡担当者に問い合わせる場合がありますが、翌年度（4月以降）に照会する場合もありますので、年度替わりに伴い担当者が代わる可能性がある場合は、電子メールアドレス欄にはできるだけ個人アドレスではなく所属や代表のアドレスを記入してください。

【1号機能】

- ・ 以下の設問に対する回答が全て該当する場合は1号機能を有している医療機関となるため、2号機能に関する項目の回答が必要になります。1つでも当てはまらない項目がある場合は1号機能を有していない医療機関となるため、2号機能に関する項目は回答不要です。

- ・「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表→「2：有り」を選択
- ・「一次診療の対応ができる領域」→「0：該当なし」以外を選択（複数選択可）
- ・「医療に関する患者からの相談に応じることができること」→「2：可能」を選択

【2号機能】

- ・ 記入欄に☆印の付された項目は、G-MISで前年度NDB又は最終報告データの値を取り込むことができます。数値が分からず、算定に手間がかかるなどの理由で、県で代行入力する際にNDBデータの取り込みを希望する場合は、それぞれの項目の特記事項に「代行入力希望」と記入したうえで提出してください。なお、前年度のNDBデータは前年度の医療機関コードで紐づけられているため、諸事情により今年度の医療機関コードが前年度と異なる場合は、特記事項に合わせて前年度の医療機関コードの記載をお願いします。NDBデータを取り込めない場合は、改めて記入を依頼する場合があります。
- ・ NDBデータの取り込みを希望せず、御自身で算定回数等を記入される場合、実績がない場合は「0」、算定の届出をしていない場合は「-」と記入してください。

4 調査票の入手方法

- ・ 医療機関に調査票の個別郵送は行っていませんので、県ウェブページからダウンロードしていただき、県医務課又は管轄する県保健所までお越しいただきますようお願いします。**名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の各保健所ではお渡ししておりません。**

5 問い合わせ先、調査票の提出先

- (1) 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市に所在する医療機関
愛知県保健医療局医務課医務グループ

医療機能情報提供制度とは提出先が異なりますので、御注意ください。

- (2) (1) 以外の市町村に所在する医療機関
管轄する県保健所

かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う
病院・診療所の皆様へ

令和7年12月1日

かかりつけ医機能報告制度については、令和8年1月から 厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G－M I S」という。）により報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所（以下「報告機関」という。）が、 G－M I Sによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、報告を受けた情報をG－M I Sに入力することで、その内容を公表します。

また、G－M I Sに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

- (1) G－M I Sの円滑な運営・維持
- (2) G－M I Sの障害を復旧するための分析・評価
- (3) G－M I Sの利便性向上のための分析・評価
- (4) G－M I Sの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上